

全国商工会議所青年部連合会 電子会員総会細則

平成18年 2月18日制定

平成25年 3月 8日改正

第1条 全国商工会議所青年部連合会（以下、本会）の会員総会を適正円滑に開催する為に、電磁的方法を用いて開催する電子会員総会（呼称Web会員総会）の細則を定める。

第2条 電子会員総会は本会のオフィシャルツールであるエンジェルタッチ（以下AT）を使用し、会員本人が議事についての意思行為（投票）により出席したものとする。

第3条 電子会員総会での決議できる決議事項は、本会規約第15条「会員総会の決議事項」の第2号、第3号及び第4号の範囲とする。

第4条 役員は電子会員総会の開催及び決議事項を、決議期間最終日より原則1ヶ月以前に会員へ電子メール等により資料配布し周知させなければならない。ただし、役員会の承認を得た場合はこの限りではない。

第5条 役員は決議期間の前に協議期間を設け、AT電子会議室で質疑等を受け、必要に応じ回答を行わなければならない。

第6条 電子会員総会の決議期間は原則開催から7日目の24時をもって終了とする。ただし、役員会の承認を得た場合はこの限りではない。

第7条 役員は電子会員総会の決議結果を、決議終了後すみやかに会員へ電子メール等により報告しなければならない。

第8条 会議終了後に議事録を作成し、議事録署名人は記名・押印を行う。

第9条 本細則の改正は、役員会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は平成18年2月18日より実施する。

附 則

1. 第3条、第4条、第6条の改正は、平成25年3月8日より実施する。